

## 18 島根県立大学学生表彰規程

平成19年4月1日  
島根県立大学規程第51号

(目的)

**第1条** この規程は、島根県立大学学則第48条の規定に基づき、島根県立大学（以下「本学」という。）の学生が、学術、芸術、スポーツ、文化活動及び社会活動において他の学生の範となる活動を行い、又は優秀な成果を挙げた場合等の表彰に関する取扱いについて定める。

(対象)

**第2条** 表彰は、本学在学中に前条の目的にかなう活動を行った個人又は団体に対して行う。

(賞の名称及び部門)

**第3条** この規程により授与する賞は、島根県立大学賞と称する。

2 前項の賞には、次の5部門を設ける。

- (1) 学術部門
- (2) 芸術部門
- (3) スポーツ部門
- (4) 文化活動部門
- (5) 社会活動部門

(表彰の方式)

**第4条** 表彰は、正賞及び副賞をもって、適当な時期に行う。

(受賞者の決定)

**第5条** この規程による受賞者は、学部長、学生生活部長又は学生生活委員会委員が推薦した候補者について、島根県立大学学生表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

学 部	委 員
総合政策学部	1 学長 2 学部長 3 北東アジア地域研究センター長 4 メディアセンター長 5 キャリアセンター長 6 学生生活部長 7 地域連携推進センター長 8 事務局長
看護栄養学部	1 学長 2 副学長 3 学部長 4 教務部長 5 学生生活部長 6 地域連携推進委員会委員長

	7 事務室長
人間文化学部	1 学長 2 副学長 3 学部長 4 教務部長 5 学生生活部長 6 地域連携推進委員会委員長 7 事務室長

3 委員会の委員長は、学長とし、委員会は、委員長が招集する。

4 委員会が必要と認めたときは、委員会に臨時の委員として若干名を加えることができる。

(事務の所管)

**第6条** 学生表彰に関する事務は、事務局が所管する。

(施行細則)

**第7条** この規程の施行に関し必要な事項は、別に細則を定める。

**附 則**

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。